

工事積算内訳事後公表要領

(目的)

第1条 この要領は、新発田市が発注する公共工事の透明性、客観性の向上を図るために、積算内訳の事後公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公共工事」とは、新発田市が発注する建設工事をいう。

2 この要領において「積算内訳」とは、競争入札時に予定価格算出に用いた積算価格で、名称、単価、数量、金額をいう。

3 この要領において「事後公表」とは、契約の締結後積算内訳を、書面による閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象工事)

第3条 事後公表する対象公共工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する公共工事で、設計価格が130万円以上の全ての工事とする。

(事後公表する内容)

第4条 直接工事費における積算内訳の記載の内容は、工事工種体系表のレベル1から3までに該当するもの及びこれらに準ずるものの名称、単価、数量及び金額とする。

2 間接工事費の積算内訳の内容は、共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等とし、名称、単価、数量及び金額とする。

(事後公表の時期)

第5条 事後公表は、契約締結後速やかに実施するものとする。

(事後公表の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(事後公表の場所)

第7条 積算内訳を書面で事後公表する場所は、新発田市総務部契約検査課の閲覧場所とする。

(事後公表の方法等)

第8条 積算内訳の書面は閲覧場所以外には持ち出してはならない。また、閲覧をしようとする者は自由に閲覧することができる。

2 閲覧に供した積算内訳の内容に関する問い合わせは、発注元課とする。

付 則

この要領は、平成20年10月1日以降に契約を締結したものから施行する。

別表（第4条関係）

工事工種体系表

レベル	名称	内容	補足説明	備考(例)
レベル0	事業区分	予算制度上及び事業執行上の区分を中心として区分	工事数量総括表には表示されていない。発注時の支出予算科目を示す	河川改修 道路新設・改築
レベル1	工事区分	工事発注ロット及び発注者を考慮してレベル0を分割したもの	通常、1件の工事として発注される区分	築堤・護岸 道路改良
レベル2	工種	レベル1を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工する為の一連作業の総称	複数の工事区分で共通に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している	法面工 地盤改良工 擁壁工
レベル3	種別	体系全体の見通しを良くする為に、レベル2とレベル4をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施行順序に従った構成とする。	作業土工 場所打ち擁壁工
レベル4	細別	工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、単位と共に契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と、検収対象と成らない単位仮設物がある。積算・見積時にはこのレベル項目が価格算出の基本となる。	コンクリート 鉄筋
レベル5	規格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格並びに契約上明示する条件等	レベル4に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル	24-8-25-N (コンクリートの規格)
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示していないもの	費用機械としての積算項目と、積算上の最小単位構成としての歩掛項目から構成されている	積算項目 自工区外への運搬費 歩掛項目 ダンプトラック運搬